

改正案	現行
<p>（充用有価証券）</p> <p>第四条 法第三十八條第三項（法第九十七條の二第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所（以下「取引所」という。）が定款で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）<u>第二條第三項に規定する投資信託の同条第十二項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）<u>第二條第二項に規定する受益証券</u></u></p>	<p>（充用有価証券）</p> <p>第四条 法第三十八條第三項（法第九十七條の二第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所（以下「取引所」という。）が定款で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 <u>証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二條第一項に規定する証券投資信託の受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）<u>第二條第二項に規定する受益証券</u></u></u></p>

改正案

現行

<p>（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。</p> <p>一 株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）</p>	<p>（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）</p> <p>第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。</p> <p>一 株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして総理府令で定める有価証券</p>
--	--

、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして総理府令で定める有価証券

二（略）

三 社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四（略）

（少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二條第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株引受権証書（法第二條第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三條の二において同じ。）又は同号に掲げる有価証券

二（略）

三 社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四（略）

（少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二條第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株引受権証書（法第二條第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三條の二において同じ。）又は同号に掲げる有価証券

で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国出資証券」という。） 当該株券若しくは当該新株引受権証書に表示された権利の行使により引き受けられることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二十一条第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）又は株券に転換する権利（以下この号において「新株引受権等」という。）が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国出資証券」という。） 当該株券若しくは当該新株引受権証書に表示された権利の行使により引き受けられることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二十一条第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株引受権又は株券に転換する権利（以下この号において「新株引受権等」という。）が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新株引受権付社債券である場合であつて、社債券(資産流動化法に規定する特定社債券を含む。以下この号において同じ。))と分離して新株引受権のみを譲渡することができる場合には、当該社債券及びこれとともに発行される新株引受権証券(に、総理府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当すること。)

三 (略)

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。))は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券(同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。)

二(四) (略)

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

第十七条の二 (略)

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新株引受権付社債券である場合であつて、社債券と分離して新株引受権のみを譲渡することができる場合には、当該社債券及びこれとともに発行される新株引受権証券(に、総理府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして総理府令で定める要件に該当すること。)

三 (略)

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。))は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二、第五号の三及び第八号に掲げる有価証券(同号に掲げる有価証券については、資産流動化法第二条第七項に規定する特定約束手形に限る。)

二(四) (略)

(法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券)

第十七条の二 (略)

2 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、法第二十一条第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定める有価証券とする。

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二十一条第九号に掲げる有価証券であつて、同項第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

2 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一 法第二十一条第三号の二又は第五号の三に掲げる有価証券のうち、その有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定目的会社（資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。）が取得する特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。第二十七条において同じ。）が次のいずれかに該当するもの
イ 指名金銭債権

ロ その有価証券について法第六十五条第二項第三号に定める行為を行う銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が保有する不動産（資産流動化法第二条第一項第一号に規定する不動産をいう。）

ハ イ又はロに掲げるものを信託する信託の受益権

二 法第二十一条第四号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券（同項第三号の二に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に準ずるものとして総理府令で定めるもの

3 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、法第二十一条第九号に掲げる有価証券であつて、前項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして総理府令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第二号に掲げる権利とする。

改正案	現行
<p>（法第百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の五 法第百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p> <p>（投資証券等を発行する投資法人等）</p> <p>第三十九条の六 法第百三十六条の三第一項第四号イに規定する政令で定める投資法人又は外国投資法人は、その資産総額の二分の一を</p>	<p>（法第百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の五 法第百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とするものであつて、投資信託及び投資法人に関する法律第六十七条第一項に規定する規約（外国投資法人にあつては、同法第二百二十条第一項の規定により届けられる事項（同条第二項の規定により添付される書類を含む。）でこれに相当するもの）にその旨の記載があるものとする。

（運用の対象となる有価証券）

第三十九条の七 法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号の四、第八条、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券（法第百三十六条の三第一項第四号イに規定するものを除く。）、証券取引法第一条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物とする。

第三十九条の八、第三十九条の十五

（準用規定）

（運用の対象となる有価証券）

第三十九条の六 法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物とする。

第三十九条の七、第三十九条の十四

（準用規定）

第五十四条（略）

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

九	第三十九条の	(略)	(略)
八	第三十九条の	(略)	(略)
七	第三十九条の	(略)	(略)
六	第三十九条の	法第百三十六条の三 第一項第四号イ	法第百六十四条第三 項において準用する 法第百三十六条の三 第一項第四号イ
五	第三十九条の	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

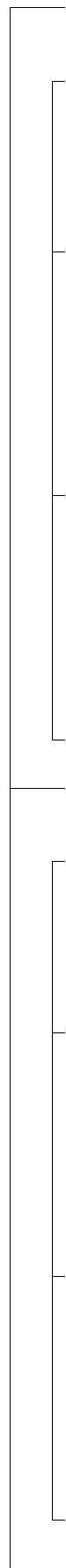
第五十四条（略）

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

八	第三十九条の	(略)	(略)
七	第三十九条の	(略)	(略)
六	第三十九条の	(略)	(略)
五	第三十九条の	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(略)	第三十九条の 十五	第三十九条の 十三				第三十九条の 十二	第三十九条の 十一	第三十九条の 十
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第三十九条の 十四	第三十九条の 十二				第三十九条の 十一	第三十九条の 十	第三十九条の 九
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



改正案	現行
<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条、第五条及び第十六条第二項において同じ。）のうち総理府令で定めるもの又は投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。</u>）を相手方とする証券取引行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）に係るもの</p> <p>ニ・チ（略）</p>	<p>（国内にある者を相手方として証券取引行為を行うことができる場合）</p> <p>第二条 法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条、第五条及び第十六条第二項において同じ。）のうち総理府令で定めるもの又は証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者をいう。</u>）を相手方とする証券取引行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引（証券取引法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。）に係るもの</p> <p>ニ・チ（略）</p>

二二·三三(略)

二二·三三(略)

貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改正案	現行
<p>（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人</p>	<p>（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 コール資金の貸付けを行う証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する登録証券投資法人</p>

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百二十三号）

改正案	現行
<p>（法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者）</p> <p>第二条 法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第十八項に規定する投資信託委託業者とする。</u></p>	<p>（法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者）</p> <p>第二条 法第三条ただし書及び法第四条ただし書に規定する政令で定める者は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者とする。</u></p>

改正案

<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の厚生省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生省令で定めるものが発行するものに限る。）の売買</p> <p>ロ～二 （略）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の厚生省令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買</p> <p>ロ～二 （略）</p> <p>五 （略）</p>

2
~
6
(略)

2
~
6
(略)

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（余裕金の運用方法） 第三条 法第三条第一項第七号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 投資信託又は貸付信託の受益証券の取得 六（略）</p>	<p>（余裕金の運用方法） 第三条 法第三条第一項第七号の政令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一～四（略） 五 証券投資信託又は貸付信託の受益証券の取得 六（略）</p>

改正案

現行

<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第二条第二項に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第五項に規定する商品投資販売業者</u>（次条において「<u>商品投資販売業者</u>」という。）、<u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）</u>第二条第八項に規定する<u>小口債権販売業者</u>（同法第六十四条の規定により<u>小口債権販売業者</u>とみなされる<u>特定債権等譲受業者</u>を含む。次条において「<u>小口債権販売業者</u>」という。）、<u>不動産特</u></p>	<p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者</u>、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第二条第二項に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第五項に規定する商品投資販売業者</u>（次条において「<u>商品投資販売業者</u>」という。）、<u>特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）</u>第二条第八項に規定する<u>小口債権販売業者</u>（同法第六十四条の規定により<u>小口債権販売業者</u>とみなされる<u>特定債権等譲受業者</u>を含む。次条において「<u>小口債権販売業者</u>」という。）、</p>
---	--

定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第十八条第三項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第十八条第三項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

改正案

現行

<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 弁理士又は特許業務法人であつて、次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）、若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ 弁理士にあつては、当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>ロ 特許業務法人にあつては、その社員のうちに当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの</p> <p>ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>四〇六（略）</p> <p>（特定社債に関する法令の適用）</p> <p>第十二条 法第十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第</p>	<p>（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 弁理士であつて、次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（これらを利用する権利を含む。）、又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）</p> <p>イ 当該特定目的会社の役員又は使用人</p> <p>ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>四〇六（略）</p> <p>（特定社債に関する法令の適用）</p> <p>第十二条 法第十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第</p>
--	--

八十二条第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）
 信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券の信託財産
 表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令
 第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及
 び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、特定社
 債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社
 員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会
 社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第
 四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、
 社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合にお
 いて、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲
 げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

附 則

2 改正法附則第二条第一項本文に規定する事項については、この政
 令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法

八十二条第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）
 及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関
 する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和
 十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第
 四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用につい
 ては、特定目的会社、その社員、特定社債権者、特定社債券、特定
 社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集
 会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、その株主、
 社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債
 権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令
 の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄
 の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

附 則

2 改正法附則第二条第一項本文に規定する事項については、この政
 令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法

律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の規定は、なお効力を有する。この場合において、同令第二条及び第四条第五号中「総理府令」とあるのは、「内閣府令」と、同令第七条中「信託法（大正十一年法律第六十二号）」とあるのは「信託法（大正十一年法律第六十二号）」、信託業法（大正十一年法律第六十五号）」と、同令第十二条第一項中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「総理府令」とあるのは「内閣府令」とする。

律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の規定は、なお効力を有する。この場合において、同令第二条及び第四条第五号中「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同令第十二条第一項中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「総理府令」とあるのは「内閣府令」とする。

（注）

は、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行するもの

は、預金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行するもの

は、弁理士法附則第一条第二号に規定する政令で定める日から施行するもの

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第 号）

改 正 案

現 行

<p>読み替える法令の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（投資法人債に関する法令の適用） 第八十三条 法第百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。） 、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法（大正十一年法律第六十五号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
<p>読み替える法令の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（投資法人債に関する法令の適用） 第八十三条 法第百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。） 、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)